

令和4年3月10日

市政記者クラブ 様

中村区役所区政部総務課
担当：渡邊（電話 453-5302）

中村区役所総務課における現金の紛失について

中村区区政部総務課において、現金の紛失がありましたので、下記のとおりご報告いたします。

1 事実の内容

中村区区政部総務課で保管している身元明確なるも引取者のない遺体事務に係る遺留金について、令和4年2月28日（月）に紛失していることが判明し、本日まで探しておりましたが発見に至っておりません。

2 発生場所

中村区役所総務課保管室

3 紛失した現金

区内で死亡した方の遺留金 20,000 円

4 紛失の状況

- 令和4年2月18日（金）16時頃、区内で死亡したAさんを担当する訪問介護職員が、Aさんの自宅にあった現金123,000円を区役所総務課に届けに来られ、区役所職員2名で金額を確認し封筒に入れ、鍵のかかる保管室に保管しました。
- 同日17時頃、区役所職員2名が他の遺留金品の確認のために住宅管理者とAさんの自宅を訪問して現金14円を発見し、同封筒に加えた上で、Aさんの遺留品とともに保管室で保管しました。
- 遺留金は、市の指定金融機関に歳入歳出外現金として預け入れるため、事務手続きを経て、2月28日（月）に入金するために遺留金が入った封筒を開けたところ、2万円不足していることが判明しました。遺留金の保管室及び総務課事務室内を探しましたが、本日まで発見に至っておりません。

5 再発防止策

- 遺留金については、金庫に保管し、速やかに歳入歳出外現金として指定金融機関に預け入れします。